

平成25年度 国民健康保険税(国保税)の納税通知書を7月に送付

●問合先 市役所国保年金課 国保G 内線102・104

◎普通徴収(納付書または口座振替による納付)

「平成25年度国民健康保険税納税通知書(納付書)」を、世帯主宛てに7月中旬に送付します。

納期限は各納期月の末日です(12月のみ25日(水))。末日が土・日曜日、祝日の場合は翌日です。各期の賦課額は年税額を納付回数で割った額であり、1か月分の額ではありません。

納期	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H26 1月	2月
期別	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
賦課	本算定							

◎特別徴収(年金からの支払い)

年金の支払月(年6回・偶数月)ごとに、該当世帯の納税義務者(世帯主)が受給している年金から国保税を差し引き、納付する方法です。「仮徴収額」と「本徴収額」を記載した「税額決定通知書兼特別徴収開始通知書」を世帯主宛てに7月中旬に送付します。

納期	4月	6月	8月	10月	12月	H26 2月
賦課	仮徴収		本徴収			

・仮徴収の4・6・8月の税額は、平成25年2月の税額と同額
・本徴収の税額は、国保税年税額か

ら仮徴収額を差し引いた額を3回に分けた額

国保税の納税義務者は、世帯主です(地方税法第703条の4)。世帯主自身が国民健康保険に加入していない場合でも、家族の中に加入者がいれば、納付書は原則世帯主宛てに送付します。

国民健康保険税は納期内に納めましょう

国保税を納めないでいると:

①納期限を過ぎると、督促状が送付され、延滞金などが徴収される場合があります。

②それでも納付されない場合には、通常の被保険者証(保険証)の代わりに有効期限の短い保険証が交付されます。

③納期限から1年が経過するまでの間に納付されない場合、保険証の代わりに資格証明書が交付されます。資格証明書で医療機関を受診した場合、医療機関の窓口で治療に要した費用全額を支払い、後日国保年金課への申請により保険給付分を払い戻します。

④納期限から1年6か月を過ぎると国保の給付(療養費・高額療養費・葬祭費等)が全部または一部差し止めとなります。

⑤②④の措置を受けても国保税を納付されない場合は、差し止められた国保の給付から滞納分が差し引かれます。

国保に加入するとき、やめるときは届出を!

次のようなときは、14日以内に国保年金課窓口へ届出が必要です。

◎国保に加入するとき

- ・市外から転入したとき、子どもが生まれたとき(会社の健康保険に加入していない場合)
- ・会社の健康保険をやめたとき
- ・加入の届出が遅れるとき
- ・保険証が交付されないため、医療費が全額自己負担
- ・加入資格を得た時点にさかのぼり国保税を納付

◎国保をやめるとき

- ・市外へ転出するとき、または死亡したとき(会社の健康保険に加入していない場合)
- ・会社の健康保険に加入したとき
- ・やめる届出が遅れるとき
- ・国保の保険税と医療保険の保険料の二重払いが発生

- ・国保の保険証で医療を受けると国保負担分の医療費の返還が必要

倒産・解雇・雇い止めなどにより失業した方は届出により国保税を軽減

倒産・解雇などの事業主の都合により離職をした方(特定受給資格

者)、雇い止めや雇用期間満了などにより離職をした方(特定理由離職者)の国保税が軽減されます。

▼対象となる方 雇用保険の特定受給資格者および特定理由離職者で、次の全ての要件を満たす方

- ・平成21年3月31日以降に離職
- ・離職日の時点で65歳未満

◎特定受給資格者・特定理由離職者とは:

雇用保険受給資格者証の第1面「離職理由」欄または「離職年月日・理由」欄に次のコードが記載されている方

- ・特定受給資格者: 11、12、21、22、31、32
- ・特定理由離職者: 23、33、34

▼軽減内容 国保税の算定区分である所得割において、算定基礎として使用する前年の所得等については、失業者本人の前年の給与所得を100分の30とみなして計算

▼軽減期間 離職した日の翌日〜翌年度末(会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退した場合、軽減は終了)

▼申請方法 「雇用保険受給資格者証」「社会保険資格喪失証明書」「認め印」を持参の上、国保年金課窓口で申請する

※「雇用保険受給資格者証」がない場合は受付不可/既に国民健康保険に加入している場合、「社会保険資格喪失証明書」は不要